

広陵町自治基本条例にかかる提言書

令和 7 年 3 月 5 日

広陵町自治基本条例推進会議

1 はじめに

広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号。以下「本条例」という。）は、まちづくりの主体としての町民、町議会、行政が、互いの役割を認識しながら連携し、共通の目的のために協働して、住民自治を基盤とした広陵町のまちづくりを進めていく際の基本的ルールを定めたものです。本条例が令和3年6月に施行され3年が経過し、本条例が町政運営及びまちづくり等に活用されているか、また既存の条例・規則、計画等が本条例と整合しているか、見直しが必要かなどを議論してきました。議論内容としては、テーマ別に、「計画推進部会」、「条例周知部会」の2部会に分かれ、まちづくりの推進に向け、検討してきたのでここに提言書を提出します。

それぞれの部会からの提言内容について、実施に向け対応していただきますようお願いいたします。

2 検討の経緯

（1）背景と目的

【計画推進部会】

基本条例に基づく「まちづくり推進計画」を推進していくためには、政策の方針や内容を策定し決定していく過程への町民の参画が求められます。当部会では、これを実現するための具体的な推進方策を検討し協議を行いました。

その端緒として、まず基本条例第12条第4項に規定する審議会等への町民の参画の現状を調査しました。続けて、基本条例第12条第1項及び第2項に規定する制度として第31条に定めるパブリックコメントの実施状況についても調査しました。その結果、審議会等への公募委員の参加が極めて限られていること並びにパブリックコメントの手順等においては担当課ごとでばらばらであり、統一的な実施手順がないということが判明しました。

このため、当部会は令和6年度に4回の部会を開催し、「審議会に関する例規の見直し（公募委員について）」及び「パブリックコメント実施の統一的な仕組みづくり（実施手順等について）」について議論を深め、町民の参画・協働を推進する取組の一つとして今回の提言書を取りまとめることとしました。

【条例周知部会】

本町の本条例やまちづくり推進計画を推進していくには、町民がまちづくりの主体で、まちづくりに関わっていることの気づきや、行政が町民とともにまちづくりを行う上での情報発信や支援の仕組みが必要です。

部会員の活動状況などから現状把握すると、「まちづくり（条例・計画）」に対する町民と行政の考え方に乖離があること、また、行政と協働するための関係づくりなどが課題となりました。当部会において、令和6年度に4回の部会を開催し、「まちづくりの必要性」や、「わかりやすい周知方法」、「行政と協働するために必要なこと」などについて議論を深め、町民の参画・協働を推進する取組の一つとして今回の提言書を取りまとめることとしました。

3 提 言（計画推進部会）

（１）参画・協働の意識の向上【条例第４条関係】

まちづくり事業実施の際は、町民との参画・協働の意識を持って、本条例に基づく条項をクレジットとして記載するよう提言します。

（２）審議会等の委員構成（公募委員）について例規等の見直し【条例第１２条・第２４条関係】

行政施策に対し、町民が参画する方法の一つとして、各審議会等の委員構成に公募委員が必要であると考えますので、構成委員に公募委員を加える例規の見直しを提言します。

ただし、個人情報や機密情報を扱う審議会等については、この限りではありません。

なお、推進会議で協議した、例規等の見直しが必要であるとする審議会等は、別紙のとおりです。

（３）公募委員募集について目的、役割等の明確化【条例第１２条・第２４条関係】

公募委員を募集する場合は、次のような工夫を検討して募集するよう提言します。

- ・募集する会議体の目的、内容、求める役割等を明確にわかりやすく説明（記載）する。
- ・町民が身近に感じ、内容や成果等がわかるよう公募委員の体験談や公聴会（説明会）を行う。
- ・広報や SNS だけでなく、人が集まる場所で募集ポスター掲示などを行う。

（４）パブリックコメント実施手続についての要綱の策定【条例第１２条・第３１条関係】

重要な条例制定、計画策定や改正、廃止する際に、町民からの意見及び提案を広く求めるため、本条例第３１条に定めのある、パブリックコメント実施において、町（行政）内部の統一的な手続きを定める要綱の策定を行うよう提言します。

なお、推進会議計画推進部会で協議した要綱案を提示します。

（５）参画と協働の施策実施状況報告書の継続実施【条例第４０条関係】

行政施策実施において、協働の基本原則を理解し、行政側の評価と協働する相手の評価について、それぞれの自己評価を行い、乖離のある項目については、情報共有の上、双方協議して事業のあり方を確認し、見直すよう提言します。

4 提 言（条例周知部会）

（１）わかりやすい表現での情報発信・説明周知【条例第４条・第９条関係】

行政施策、地域活動、各団体活動等、それぞれのまちづくり活動について、広くわかりやすい情報を発信することで、参画、協働の理解促進につながると考えますので、次のような工夫を検討し仕組みづくりを進めるよう提言します。

◆行政は

- ・参加・参画・協働のまちづくりの必要性について、町民目線でわかりやすくする。
- ・誰もがまちづくりに興味関心が持てるよう、親しみやすい名称やわかりやすい表現にする。
- ・まちづくり活動について、広報・ＨＰ等を活用した情報発信による活動の見える化をする。

◆町民は

- ・町民自身も地域の活動に興味を持つ。
- ・積極的に活動の情報発信をする。
- ・まちづくり活動に子どもも参画できるような情報発信にする。

（２）行政、町民がまちづくりの相互理解につながる場の創出【条例第４条・第１１条・第１２条関係】

行政、町民の顔の見える関係づくりが、相互のまちづくり活動の理解につながり、参画協働の推進につながると考えますので、町の施策実施の際は、町民との意見交換や事例報告等の場の創出を提言します。

◆行政は

- ・町民の参画を促す意見交換会・ワークショップ・事例発表会などを開催する。
- ・まちづくりに関する自由な意見交換や熟議が行える場や機会をつくる。
- ・議論するために必要な情報を積極的に町民と共有する。
- ・町民が行う自主的な活動に対し、支援や情報提供をする。

◆町民は

- ・積極的にまちづくり活動に関心を持って参加する。
- ・地域の課題を自分事としてとらえ、自分にできることに取り組む。

（３）行政の理解促進の取組

「町民は、まちづくりの主体であり、町政やまちづくりに参画する権利を有すること」を、双方が理解するとともに、行政側、協働する相手側の双方が参画協働の理解促進できるよう、行政は全庁的に町民との協働の視点をもって取組を実施するよう提言します。

- ・協働の先進事例を学ぶ機会を創出する。
- ・施策実施状況報告書を協働の視点を意識して作成する。

（４）条例の内容を理解する

住民自治を基盤としたまちづくりを進めて行くため、町民と行政が協力し制定された条例であり、お互いの役割を再認識するため、条例・逐条解説・パンフレット等を確認する。

5 参 考

(1) 委員の構成

(順不同、敬称略、令和7年1月末現在)

	氏 名	団体名等
(1) 学識経験者	中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授（会長）
	清水 裕子	畿央大学准教授（副会長）
(2) 町内各関係団体から推薦のあった者	塚本 義久	広陵町区長・自治会長会
	滝 哲也	広陵町区長・自治会長会
	堀田 未輝	広陵町社会福祉協議会
	西川 美和子	広陵町商工会
	丸谷 綾子	広陵町PTA連絡協議会
	長谷川 和彦	広陵町防災士ネットワーク
	藤田 和郎	広陵町民生・児童委員協議会
(3) 町民からの公募による者	田中 俊明	公募委員
	新谷 眞貴子	公募委員
	野条 亜美	公募委員
	森田 隆夫	公募委員
	吉田 勝彦	公募委員
(4) その他町長が適当と認める者	棕本 有子	こどもまんなか応援サポーター枠

※上記の委員構成は例規の記載順に並べております。

(2) 推進会議の開催状況

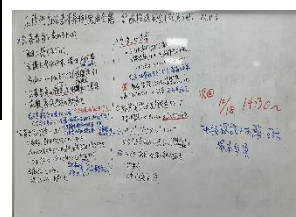
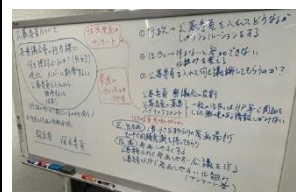
令和6年度の推進会議は全体会議を2回（7月、2月）開催し、計画推進部会を4回（5月、6月、11月、12月）、条例周知部会を4回（5月、6月、10月、12月）開催し、検討を行ってきました。

・令和6年度全体会の実施日時及び議題

回	日 時	主な議題
第8回	令和6年7月20日 10:00 ～ 12:00	広陵町と各団体との参画と協働の実績について、令和5年度条例制定及び計画策定した際の参画と協働の実績、施策実施状況報告書について・部会での議論の報告及び意見交換など
第9回	令和7年2月6日 15:00 ～ 17:00	計画推進部会・条例周知部会から各部会での議論内容の共有及び提言案の報告、推進委員全体としての提言書案の報告及び意見交換など

・令和6年度 計画推進部会の実施日時及び議題

第1回 5/29(水)	参加・参画と協働を考える(現状・課題)
	・地方自治法に基づく審議会等の公募委員について ・参画と協働施策実施状況報告書について
第2回 6/28(金)	参加・参画してもらいやすい仕組みづくり
	・公募委員のあり方 ・公募委員が集まらない現状 ・パブリックコメント等参加参画しやすい仕組み
第3回 11/6(水)	参加・参画してもらいやすい仕組みづくり
	・審議会等の公募委員の現状整理から ・公募委員の目的・役割の明確化 ・参画と協働の施策実施状況報告書 ・パブリックコメント手続実施の例規整備
第4回 12/18(水)	参加・参画と協働のまちづくり推進に向けた取組案確認(提言内容)
	・計画推進部会としての提言内容確認



・令和6年度 条例周知部会の実施日時及び議題

第1回 5/29(水)	広陵町自治基本条例策定後のまちづくりの現状把握
	・部会委員の「私のまちづくり活動」から ・「条例」=「まちづくり」のイメージについて(難しい・無関心) ・誰でも理解しやすい周知方法は ・顔の見える関係、地域のつながり、場づくりの重要性
第2回 6/28(金)	まちづくりに興味関心をもち、参画と協働を広げるための課題
	・興味が湧かない→なぜ? ・行政が行う認識で特に困っていない。自分ごとと思えない ・表現などが行政的で難しいと、必要性や活動について理解しようと思えない ・各団体等の活動がまちづくりにつながる意識がない
第3回 10/31(木)	各部会員の活動等から周知理解、行政との協働に向けた取組を考える
	・何を周知すべきか ・わかりやすい周知方法等 ・行政、地域活動などをつないでいく方法 ・行政内での理解促進について
第4回 12/19(木)	参加・参画と協働のまちづくり推進に向けた取組案確認(提言内容)
	・条例推進部会としての提言内容確認

